

～船員組合員のみなさまへ～

平成30年4月分から船員組合員に係る 短期給付の掛金率が変わりました

船員組合員に係る掛金率の見直しについて

船員組合員に係る短期給付の掛金・負担金については、使用者側（船舶所有者）が負担する負担金の割合が高く設定されています。これは、船員保険法に基づく民間の船員保険の保険料は、船員の職務の特殊性から、労使折半が原則の一般の医療保険と異なっているためです。

一方、共済組合の船員組合員に係る道府県（船舶所有者）が負担する負担金の割合は、「一般組合員の財源率」に船員保険法の規定による「船舶所有者の負担と同一の割合」とされています。

このたび、船員保険の「船舶所有者の負担と同一の割合」が見直され、負担金率が増加し、平成30年4月以降の掛金率が減少することとなりました。変更後の掛金率は以下のとおりです。

なお、その他の組合員の掛金率については、平成29年度と同様です。

平成30年4月以降の船員組合員に係る短期給付の掛金率

(単位：‰ (千分率))

区 分		平成29年度	平成30年度	引下げ幅
一般組合員 知事組合員 一般組合員（特別職等）	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	43.18	43.18	0.00
船員一般組合員	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	41.15	<u>40.97</u>	0.18
任意継続組合員	標準報酬の月額	86.36	86.36	0.00

※ 福祉事業分に係る掛金率（標準報酬の月額、標準期末手当等とも 1.18‰）については変更ありません。

※ 道府県の負担金率については引上げとなります。

■ 今回の引下げによる掛金減少額（例）

（標準報酬の月額が44万円、標準期末手当等の額が年額で159万円の場合）

○標準報酬の月額分の掛金減少額	月 額	：	44万円×0.18‰=79円
	年 額	：	79円×12月=948円
○標準期末手当等の額の掛金減少額	年 額	：	159万円×0.18‰=286円
○年間での掛金減少額	年 額	：	948円+286円=1,234円